

中華民國幣制改革問題の經過

高 垣 寅 次 郎

中華民國に於ける貨幣制度の改革は、ひとり同國にとりての重大問題たるのみならず、之と密接の經濟關係に立つ我國にとりても、閑却すべからざる重要な意義を有つてゐる。従つて我等にとりての研究課題たるべき意義も大なるものがある。之れ即ち國際經濟關係の緊密さが、貨幣制度によりて左右せらるゝ當然の結果と云はねばならぬ。顧れば、これまで金銀比價の動搖する波濤の中に、最も樞要の銀本位國たる地位を維持し來れる中華民國にも、幣制改革の機運は幾たびか動き、屢ばその實現に着手せられ、政治的權力の移動と共にその趨向も替つてきた。暫く紙幣制度のことを論外に措けば、問題の核心は云ふまでもなく、本位制度と單位問題にあり、又錯雜せる貨幣流通狀態を統一整理するにあつた。その内の中心傾向と見るべきものは、一は先づ國內に於ける幣制の統一を重視して暫く銀本位に満足し、徐ろにその整理と資力の充實とを待ちて金本位制度に進むべしとするものであり、他は銀本位の非國際的性質を説いて、直ちに金爲替本位若くは金核本位を採り、他日金本位制度に進む階梯たらしむべしとするものである。中華民國に於ける幣制改革運動の歴史は、即ち此等二つの流れの交互に織りなせる姿である。

中華幣制改革運動の流れに沿ひてその内容を質し、その一般の運動傾向を論議し、進んで同國幣制改革のためにさ

ゝやかなる一燈を點せんことは、今予が多大の興味を覺えつゝ研究を試みてゐるところであるが、それ等は他日の機會に譲り、茲には先づ同國に於て、又は同國に對して起されたる、幣制改革に關する諸提案の經過を述べ、概況を掲げて參考資料の一端に供せんとする。本稿の材料蒐集は専ら予が研究室學生北川宗助君の努力によるものにして、同君の精勵恪勤なる、尢然たる參考資料の集大成を作すに至つた。未だ漢文資料の涉獵足らず、主として歐米並に我國の文獻に頼らざるを得なかつたことは、顧みてなほ改善の餘地少からざるを感じてゐることである。予は先きに研究室同人諸君の援助を請ひ、中華民國幣制並に銀問題に關する著書論文の、明治初年以來我國に現はれたるものを輯めて、研究文獻集録を編み、財團法人金融研究會より刊行を請ひ研究者の便に供へた。そはこの問題の研究者にとり、少くとも舉手投足の勞を省くべき役割を果すに足るものと信するが、本稿も亦民國に於ける幣制改革の動向を討ぬる上には、若干の寄與となり得るであらう。

時代を別ちて便宜上次の如くした、そは幣制改革運動に現はるゝ特質に着眼したりと云ふよりは、政治的變革を基調とし、それによりて改革運動にも消長を見るからである。

第一、清朝時代に於ける幣制改革問題

一、前期 自一八九五年（光緒二十一年）至一九〇八年（光緒三十四年）

二、後期 自一九〇九年（宣統元年）至一九一一年（宣統三年）

第二、中華民國成立後の幣制改革問題

三、前期 自一九一二年（民國元年）至一九二七年（民國一六年）

四、後期 一九二八年（民國一七年）以降

本稿の性質と、且つは又敍説の様式を簡約にせんがため、殆ど簡條書きとするに止めた。本問題についての最も一般的なる文獻としては、就中次の如きものを挙げねばなるまい。本文中一々出據を示すの煩を避けたが、概ね其等の参考文献に據るものが多い。

馬場鈇太郎 支那經濟地理誌（制度全篇）上海 昭和二年

青島守備軍民政部譯 支那幣制沿革 大正七年

外務省通商局第二課編 支那金融事情 大正一五年

日本銀行臨時調査委員會 支那幣制改革に關する資料 大正七年

佐野善作 清國貨幣問題、滬漢金融機關調查報告 明治三八年

山本唯三郎譯（ジ・ヴィッサーリング著）支那幣制改革論 大正二年

張家驥 中國幣制史 民國一四年

金國寶 中國幣制問題 民國一九年

侯厚培 中國幣制沿革史 民國一八年

全國經濟會議秘書處編 全國經濟會議專刊 民國一七年

全國財政會議秘書處編 全國財政會議彙編 民國一七年

Commission on International Exchange, The Report, New York, 1903.

Commission of Financial Experts, Project of Law for the Gradual Introduction of a Gold-Standard Currency System in China, together with a Report in suport thereof, Shanghai, 1929.

Jenks, J. W. Considerations on a New Monetary System for China, New York, 1904.

Kann, E. The Currencies of China, Shanghai, 1926.

Vissering, G. On Chinese Currency, Batavia, 1 12.

Wagel, S. R. Chinese Currency and Banking, Shanghai, 1915.

Wei, W. P. The Currency Problem in China, New York, 1914.

第一 清朝時代に於ける幣制改革問題

一 前期 自一八九五年（光緒二十一年）至一九〇八年（光緒三十四年）

中華民國に於ける幣制改革の問題は、日清戦争後に起つた近代的改革運動と共に顯はれてきた。而してそれは同時に又、世界的複本位の運動效を奏せず、金本位制度に移るべき傾向の昂まりつゝあつたときでもあつた。日清戦争の結果が、清國朝野の期待を裏切つて日本の勝利に歸するや、同國の人心は漸く覺醒し來り、有餘の方面に互りて國制

刷新の必要を痛感するに至つた。殊に康有爲、梁啓超等の少壯革新派は、光緒帝を擁して所謂變法自強を唱へ、中國自強の道は範を日本に取り、西洋の文化を採用し、官制法度を改革し、新學を講究するにありと主張した。茲に於てか國制近代化の運動は翕然として擡頭し來り、光緒二十四年康有爲等の重用せらるゝに及んで、此の形勢は殊に急激なる進展を見た。即ち諸般の改革は著々としてその斷行を見、科擧を廢し、學校を興し、言論の路を開き、譯書出版を盛んにすると共に商工鑛業の助長に努むる等、殆んど應接に暇あらざるの觀があつた。

固より幣制の改革は一般國制の改革と云ふ廣汎なる提案の一部分として唱へられたものなるが故に、その何れの提案も殆んど概括的性質を有するに止まり、具體的内容については詳細を缺いてゐた。而して政府に於ても、特に幣制の問題をとりて調査研究を爲すが如き企てを見なかつた。これ解決を迫る幾多の重要案件を有する當時の情勢に於て、決して不自然のことではなかつたと云はねばならぬ。蓋し幣制改革問題の如きは、當時、政府の注意を喚起しつゝあつた多くの問題の一つにすぎず、又政治、財政の問題に較べては、左程重要なものではあり得なかつたからである。當時提唱せられたる幣制改革案の主なるものを列擧すれば次の如くである。

一八九五年（光緒二十一年）

閏五月 順天府尹胡燏棻、幣制統一の提議をした、金貨の鑄造を主張した第一人である。

十二月 監察御史王鵬運の幣制變革の奏請あり、英國の磅貨に倣ひ金貨を鑄造すべしとの主張をした。

一八九六年（光緒二十二年）

九月 總理衙門給事盛宣懷の幣制改革の奏請あり、その計畫に於ては兩を廢して元に改め、金貨及び小銀貨をも鑄

造して、大小相共に通用せしめんとするにあつた。

一八九七年（光緒二十三年）

九月 通政使參議楊宜治は英國幣制移殖案を提唱した。

然るに光緒二十四年所謂戊戌のクーデター起り、光緒帝幽閉せられ、西太后の聽政となる。茲に於てか反動起り、改革の諸政悉く一掃せられて、改革の氣運は頓挫した。

二 後 期 自一九〇九年（宣統元年）至一九一一年（宣統三年）

支那に於ける國際商業の發達、國際借款の増加は幣制改革の問題に愈よ重要な意義を有せしむるに至つた。蓋し日清戰爭の戰費並に賠償金の支拂の爲め、之が財源を悉く外債に仰ぎたる結果は、光緒二〇年より同二十四年に至る五ヶ年間に、外債總額は五四、四五五千磅の巨額に達した。而して毎年償還すべき元利合計二百餘萬兩に上り、當時外債の擔保たりし海關稅收入約二百萬兩を以てしても、尙ほ足らず、財政紊亂の基因は茲に萌したと云つて差支へないであらう。斯くの如く財政上の打撃甚だ大なりしに加へて、戰後新政の準備に必要な經費の膨脹も亦尠からず、當時の歲入八百餘萬兩に對して歲出一億を超過し、其不足額は一三百萬兩に達した。漸く當時釐金稅、海關稅、阿片稅等年々自然の増收を見たるを以て、財政を支へ得るの狀態にあつた。

然るに光緒二十六年（一九〇〇年）には拳匪の亂あり、翌年九月の最終議定書に従つて、支那は更に賠償金六七・五百磅を負擔せしめらるゝに至つた。茲に於てか財政は益々窮乏を來し、外債總額一二二百萬磅に達した。而して此等

の元利金支拂の爲めに莫大の資金を必要とするも、而も中央集權の實なき政府の財政は彈力性に乏しく、増税に依つて之が財源を求むることを許さざる状態にあつた。加ふるに當時銀塊相場は崩落の傾向を辿り、銀貨國たる支那の財政に對して及しつゝあつた影響は決して尠くなかつた。銀塊相場は一八七〇年代より次第に下落の傾向を強め、歐米諸國を憫ましつゝあつたが、支那の政府がその影響を強く感ずるに至れるはそれより遙に以後、即ち一九〇一年以後のことに屬する。即ち同年末より銀塊相場の急激なる下落は始まり、一九〇二年一月には二六片臺に達し、同年末には最低二一片一六分の一三にまで下落した。斯かる銀塊相場の變動は、支那の租稅收入を不安定ならしむると共に、他方列國に負ふ所の金債務に對する元利支拂高を増加せしむるものにして、支那政府の財政上被むるべき損失は決して尠くない。斯くして此等の事實は同國をして、幣制改革の必要を強く認識せしむる所以となつたのである。

然かも支那に於ける幣制改革の必要は、この頃に至り國際的に義務付けらるゝに至つた。即ち同國と通商貿易上密接の關係を有する日、英、米三國は、その貨幣制度の不統一が内外貿易の發展を阻害すべきを認め、一九〇二、三年に亘りて締結せられたる通商條約に於て、劃一せる幣制を創設すべきことを規定するに至つた。（英清改訂通商條約第二條、日清追加通商航海條約第六條、米清通商條約第一三條）斯かる氣運の下に幾多の幣制改革の試みは起つた。

一八九九年（光緒二十五年）

十一月 軍機處は各省總督に對し圓銀を一兩、五錢、二錢、一錢の四種に改鑄することの可否に就き、諮詢する所あり、兩江總督劉坤一、湖廣總督張之洞、福建總督許應騷等はその改鑄を以て却て經濟組織を攪亂するものとなし、舊制に従はんことを復申した。之が銀單位につき論争を起した始めである。

一九〇一年（光緒二十七年）

張之洞、劉坤一は變法會奏なる共同建議書の中に幣制改革の問題に論及し、元單位の上に貨幣制度を樹立すべきことを建議した。八月二十六日上諭下る。それによれば廣東、武昌の造幣廠を除きその他各省の造幣廠に閉鎖を命じ、銀貨の純分量目を統一してその流通を促進せんとするにあつたが、鑄造能力の不足、中央政權の不徹底、制錢の缺乏等、數多の障害ありて實行せられなかつた。

一九〇三年（光緒二十九年）

一月 墨西哥政府は現に國內に流通する銀貨の使用を停止することなくして、金本位國との爲替相場を確立するには如何なる方策を採用すべきやに就き、米國の援助を求むるに及び、支那政府は墨西哥と協力して之が解決の援助を米國に求むるに至つた。即ち駐米代理公使沈桐は一月二十二日米國國務卿ジョン・ヘイ John Hay に覺書を提出した。中國政府は金銀變動の關係に因つて影響を受くること尠少ならず、墨西哥と會同して米國政府の合力補救を請ふと云ふのである。

三月 米國はその請ひに應じて、國際爲替委員會に關する條令を發布した。

四月 米國はヒュー・エッチ・ハンナ Hugh H. Hanna, チャアルス・エイ・コナント Charles A. Conant, ジェレミア・ダブリュ・ジェンクス Jeremiah W. Jenks の三氏を委員に任命し、賢明にして實行容易なる方策を樹立せんが爲めに、墨西哥及び支那の政府と交渉し、且つその目的を達するために歐洲諸國と協議すべきを命じた。

他方支那自らに於ても幣制改革に努力する所あり、即ち二十二日、上諭して軍機大臣慶親王瞿鴻機をして戶部(Bo-

and of Revenue)と會同せしめ、財政處を設置して財政及び幣制の整理に關する一切の事宜を爲さしむることゝなつた。支那海關總稅務司ロバート・ハート Sir Robert Hart は外交部に對して金爲替本位制採用の建議をした。

五月 大阪博覽會に特命使節を派遣するの序を以て、那桐に命じて日本の金本位制を調査せしめたが、同氏に對し我が大藏大臣よりは金本位採用に關する具體案を提出したと云ふことである。

八月 上海、香港、天津の各商業會議所は連署を以て、清國幣制劃一の必要をならし、之を清國政府に勸告せんことを、北京外國使臣中の長老米國公使コンジヤ Conger に請ふた。

十月 上記の米國委員は倫敦、巴里、伯林等を歴訪して得たる結果により、報告書を作成して合衆國議院に提出した。同委員ゼンクスは米國案提出の爲め、支那に赴くの途次十一月我國に立寄り、國際爲替委員會に於て決議したる清國幣制改革案につき我國の同意を求めた。之に對し我國の意向は大體に於て一致したものゝやうである。

此年露國駐在公使胡維德の金本位制採用に關する建議あり、支那の國情に適せずとの反對ありしも、戶部に於てはその説に動かされ、金本位を最も適當なりとし、先づ準備を豊富にして金貨の流通を期すべき計畫を立つるに至つたと稱せらるゝが、其の結果幾何の金準備を爲し得たるやは知ることを得ない。

一九〇四年以後の事情は自ら異なるものがある。蓋し一九〇一年より急落の傾向を示した銀塊相場は、此年に入ると共に漸次騰貴の傾向を示し始めたからであり、その傾向は一九〇七年まで續いた。この時に際し從來金爲替本位を採用つてゐた諸國、例へば比律賓、海峽殖民地、暹羅、墨西哥は銀貨の流出より生ずる通貨收縮の難關に直面した。こゝに於てか此等の諸國は、或は金爲替本位制を廢して金本位に進み、或は銀貨を改鑄して之に對抗した。支那はこの銀

塊相場の騰貴により、久しく悩まされて來た爲替の下落に伴ふ經濟的打撃より免るゝことを得た。従つてこの事實が同國幣制改革の潮流に影響したることは云ふまでもなく、當時同國朝野の間に論議せられた改革案なるものは、殆んど根底に於て銀本位を採るべしとする說であつて、たゞその單位を如何にするかど論議の中心點であつた。

一九〇四年（光緒三〇年）

一月 ゼンクス教授支那に着し、清國政府に幣制條議を提出した。彼は財政處と討議するに先だち、支那の主要なる商業都市並に内地各省を訪ねて現實の通貨狀態を研究する所があつた。ゼンクス教授の提出したる米國案なるものは支那をして金爲替本位制を採用せしめ、之を開港場及び附近の地域を劃して實施し、以て爲替相場の變動より來る貿易上並に賠償金支拂上の不利益を除去せんとするにあつた。その立案は學問的價値に富みたりと雖も、その着眼點専ら對外的關係に偏倚し、内地經濟狀態を顧慮せざるものなりとして、國內各方面より異論百出した。その最も顯著なるものは湖廣總督張之洞の反對であつて、直隸總督袁世凱が之を支持した。

七月 張之洞はゼンクス教授の提起したる中國幣制條議に反對する上奏をした。その論點は三つある。一、外國人の正泉司 Controller を招聘することの不得策なること、二、中國は金の蓄積多からず、金鑛も亦少く、金本位を採用するも需給適合する能はざること、三、中國は銀銅並用の習慣あり、公私ともに從來銀兩を多く用ゆるの習慣がある、故に銀本位制を採用するを以て得策とすると云ふのである。固よりその論述中には米國案に對する數多の誤解を含むと雖も、また支那の情勢に鑑みて一概に排斥し得ざるものがある。清國政府はその上奏により、米國案を採用せざることに決定したやうである。米國案に反對し、先づ銀本位を以て幣制を統一するを利益とするものに北京英國公

使館附貿易事務官ゼミーン J. W. Jamieson の批評があつた。その意見は *British Diplomatic and Consular Report: Foreign Trade of China for 1903* に報ぜられてゐる。

張之洞は更に庫平一兩銀貨を試鑄し、幣制劃一に着手せんことを奏請したが、この上奏は朝廷の採用する所となつた。

八月、ゼンクス教授は支那を去るに先ち支那新貨幣制度の考察 *Considerations on a New Monetary System for China, N. Y. 1904* なる小冊子を發表したが、その趣旨とするところは、先に發表したる支那新貨幣制度覺書 *Memo-randa on a New Monetary System for China, 1904* が餘りに簡潔にすぎたため、支那人間に誤解を生じ、又提起されたる多くの點につき詳細なる議論を要求せられたによるものである。

一九〇五年（光緒三十一年）

八月、財政處及び戶部より幣制改革案を上奏したが、それは十箇條の貨幣整理規則と八箇條の天津銀錢總廠章程とよりなる。之に對しては二十二日裁可があつた。而してそれによれば鑄造機關及び鑄式の統一を圖ると共に、金銀銅三種の貨幣を作り、名けて大清金幣、大清銀幣、大清銅幣とすることに定めたが、當時濫發の弊に陥りたる銅貨の量目、品位を決定せるのみにして金銀貨に及ばず、之を後日の研究の結果に讓ることとし、銅貨の鑄造のみを試みることとした。

十一月、更に財政處及び戶部より上奏する所あり、それに依れば、前述の規定は内地に金塊の蓄積乏しく、從つて金貨を流通せしむることは銀銅を普通に使用する支那に於て遽かに望むことを得ない。由つて金貨の鑄造を停止する

と共に、庫平一兩銀貨を本位貨とする銀本位説を主張したのである。十九日之が上諭下る。

當時清國政府に於ては、幣制改革に關し、相當に堅い決心を有し、一般の情勢も亦漸くそれに向つて動きつゝあつた如くであるが、一九〇六年（光緒三十二年）官制の改革あり、財政處は廢せられ、戶部を改めて度支部となし、財政處の事務はこゝに於て掌られることゝなつた。又部長の交迭ありて、意見の一致を缺ぐ等、中央部にとかくの動搖があつた。而して各省督撫は從來既に七錢二分銀元を使用しつゝあるを以て、一兩銀貨を鑄造するは不便があるとして反對し、之に加へて、湖北省に於ては曩に鑄造したる兩銀貨の流通面白からず、回收熔解を行ふの事實があつた。茲に於て政府は成議を覆し、銀元の制度に改めた。

一九〇七年（光緒三十三年）

一月 駐英公使汪大燮は金本位制採用の建議をなしたるが、度支部は之を實施することの到底不可能なるを認め、金爲替本位制を採用することに決定した。蓋し清國は先に日英米通商條約に於て、幣制改革のことを約しながら、徒に時日を遷延してその實を擧ぐるに至らざるを以て、外交官の多くはその急を促すものが多くなつた。之もその一端の現れと云ふべきである。

三月 度支部より七錢二分銀貨試鑄の奏請をなした。

七月 銀幣分兩成色章程を制定し、一元銀貨重量七錢二分、純分九〇〇位を以て本位貨とすることゝなつた。之により兩本位制は覆さるゝに至つたのであるが、間もなく單位問題は再燃した。

十一月 二十六日上諭により、銀兩本位説と銀圓本位説の可否につき各省督撫に對し諮詢する所あり、上諭降下後

三箇月間に各省より次の如く覆奏があつた。

銀兩説に賛するもの

(純銀本位説 四省
純銀九十位及以下本位貨説

七省

圓銀説に賛するもの

(七錢二分本位貨説 八省
七錢本位貨説

一省

兩者併用本位説に賛するもの 三省

即ち銀兩説を以て多數説とするに至つた。

一九〇八年(光緒三四年)

三月 度支部は斯かる多數論に反して、圓銀が商民の習慣及び流通に適するとの理由により、其の鑄造を上奏し、併せて幣制調査局を設立して幣制改革の準備たらしめんことを奏請した。廿六日之が上諭下る、同時に朝廷は會議政務處資政院總裁等協同して審議すべきことを命じた。

八月 遣米特命大使唐紹儀より、條約履行のため速かに銀本位の下に幣制改革を斷行すべきことを懇懇し來る。

九月 會議政務處は始めて資政院と會同し、本位問題に對しては銀を、單位問題については兩を採用し、以て銀銅各種を補助貨となさば制度精密、流通便利なる旨を覆奏した。

十月 五日右の覆奏に對して上諭下る。

斯くて久しく論議せられたる本位、單位純分等の諸問題は一應の解決を見、或はその具現を見るかの状態にあつたのであるが、その後數日ならずして、光緒帝西太后崩じ、政府は交迭したる爲め、奏案諭旨亦悉く廢止せらるゝの運命に逢着しなければならなかつた。

清朝前期の幣制改革は斯かる東奔西走の裡に、遂に何ものゝ成果をも結ぶことなくして終つたのである。

三 後 期 自一九〇九年（宣統元年）至一九一一年（宣統三年）

一九〇九年（宣統元年）

一月 度支部は會議政務處の決議を経て幣制調查局を設けんことを上奏した。

二月 十二日盛宣懷は一兩銀貨と同時に七錢二分の元銀貨を鑄造し、相共に本位貨たらしむるの折衷案を上奏した。

四月 六日上諭あり、度支部の上奏に従ひ幣制調查局の設置及暫時銀貨の鑄造を允許した。

八月 張之洞の沒したことは銀兩本位論者にとり一大打撃たるを失はなかつた。

一九一〇年（宣統二年）

四月 十五日度支部より幣制則例を上奏し同日上諭下る。之に依れば、中國貨幣の單位を圓と名づけ、暫く銀を以て本位となす。一圓を以て主幣となし、其の量目七錢二分、品位一〇分の九、別に五角、二角五分、一角の三種の銀貨幣及び五分の白銅貨を造り、又二分、一分、五厘、一厘の四種の銅貨を造りて之を補助貨とする。圓角分厘各十を以て進むと云ふのである。是れ實に同國に於ける最初の完備せる統一的貨幣法と稱すべきであらう。

猶ほ舊貨幣の處分に就きては度支部より別に上奏する所あり、新貨幣發行の各省に於ては暫く舊貨幣は市場相場によりて通用せしめ、一方市價によりて逐次回收して新貨幣に改鑄し、一定期間を経て廢貨たらしめんとするにある。而してこの規定も舊貨幣の取扱に關する最初のものにして、その缺點とするところは、當時國民の所有せる外國銀貨

の處分につき何等言及してゐないと云ふことにある。

八月 幣制調査局を改めて幣制局となし、貨幣制度を管理するの機關たらしめた。

一九一二年（宣統三年）

四月 幣制改革に關する上諭下り、その實行基金として一〇百萬磅の所謂四國幣制借款を締結し、十五日之が調印を終つた。清國政府五分利付幣制改革基金公債と稱するもの即ち之れである。而して之が用途はその七割を幣制改革費に、その三割を東三省實業費に充當することに規定された。この調印を見るや、直ちに人を倫敦に派して、四國の幣制専門家と共に幣制に關する討議を爲さしめた。

十月 四國との協約に基き幣制改革調査顧問として、瓜哇銀行頭取ヴィーザリング Dr. G. Visering を任命した。然るに十月九日武昌に革命が勃發した。當時幣制改革の中心人物たりし、盛宣懷は斯亂を誘發せし巨頭なりと見做され、彈劾を受けるに至りたれば、漸く身を以て遁るゝの悲運に遭遇した。斯くて政局は變轉して幾多の曲折あり新幣制の實施も亦中止せられ、四國借款亦已むなくその實行を遷延し、該幣制は革命後再議を要することゝなつた。越へて、宣統四年（一九一二年）二月十二日宣統帝退位し、翌十三日共和政體樹立の上諭下る。斯くして清朝滅びて、同國幣制改革の運動にも一段階を劃するに至つた。

第二 中華民國成立後の幣制改革問題

四 前 期 自一九一二年（民國元年）至一九二七年（民國一六年）

支那の貨幣狀態は革命の後を受けて、益々、惡化するに至つた。即ち中央政府及び各省政府は革命の前後に於て、軍費及び行政費の不足を補はんがために、その財源を紙幣の發行に求め、盛んに濫發を行つた。之れ財政の窮乏に艱むものゝ動もすれば採るに傾くところである。當時發行せられたる紙幣の總額は固より之を正確に知ることを得ざれども、各省の官帖のみにても約一億三千萬元と稱せられてゐる。その結果紙幣の價格は著しく低落し、殊に廣東、四川、湖南、東三省等に於てはその程度は著しかつた。例へば重慶に於ては名目價格の六割九分に下落し、廣東に於ては一元僅かに三角四分、黑龍江省官帖の如き、額面價格の三割にまで暴落した。他方銀貨銅元の鑄造は依然として繼續せられ、一九一一年の革命の年に於てさへ、天津、南京、武昌、成都、雲南府、奉天、及び廣東に於て鑄造せられたる高は二、六〇〇千磅に達すると云はれてゐる。

斯くの如き通貨狀態の混亂は、經濟界を攪亂すること甚だしく、通貨整理の必要、實に切なるものがあつた。斯くて革命政府に於ても、幣制改革問題を考究する爲めに、清朝政府に倣つて獨立の一局を創設せんとしたが參議院の否決に遇ひ、已むなく財政部内に一課を設けて此等に關する調査を遂行せしむることゝした。

一九一二年（民國元年）

九月 東京交換所は支那貨幣制度に對する改革意見の草案を作成したが、一般に公表するには至らなかつた。それによれば支那全體を通じて統一的制度を施行するには困難あるを以て、先づ國際爲替の確實を期することを改革の第

一步となし、支那をして次の如き制度を實行せしむると云ふのである。

一、政府は主として開港場の取引に充つることを目的として金貨を鑄造し、且つ之と兌換せらるべき紙幣を發行すること。

二、右の金貨並に紙幣には法貨の資格を附與すること。

三、海關稅の納入は必ず右の金貨又は紙幣を以てせしむること。

四、金貨は二〇、一〇並に五元の三種となし、品位は九〇〇位、量目は一元に付一二・八六〇四グレインとするにと。

五、紙幣は一〇〇、二〇、一〇、五及び一元の五種とすること。

六、純金を政府に輸納する者には一一・五七四三グレインに付一元の割合を以て金貨又は紙幣を交付すること。

七、政府は紙幣發行額に對して二分の一以上の金貨又は金地金を兌換準備とすること。

八、政府は小取引の用に供するため、數種の銀貨を發行すること、但し此銀貨は當分の内、三箇月を期して改定する公定相場により國庫に收納すること。

九、現在流通する銀錠、内外國銀貨は當分の内三箇月を期して改定する公定相場により國庫に收納すること。

十、大總統直轄の特別官衙を設け本制度實行の任に當らしめ、且つ特別の監督機關を設くること。

十一、本制度施行のため外國借款をなす場合には、債權國代表者をして前項の監督機關に参加せしむること。

この草案は未だ表面的なる意義を有するに至らずして終つたものゝやうであるが、幣制借款の問題と共に、我國に於

ても熱心に討究せられつゝあつたことを示すものである。

十月 幣制委員會設置せられ、章宗元その委員長に任命せらる、該委員會はヴィッサリング及びロエスト Dr. E. A. Roest の援助を得て、十二月に至るまでに三十八回の會議を開き、銀行制度に關して討議したる場合を除いて、他は悉く之を幣制問題に費したと稱せられる。而して討議の結果決定を見たことの眼目は次の如くである。

一、金爲替本位を採用すること。

二、金單位は新銀貨に依りて代表せしむること。

三、金準備の額は爲替資金、外國債償還、國際勘定決濟を以て限度とすること。

四、名目貨幣の眞價と公稱價格との割合は贋造、銓解を防ぐに足ると共に高低能く其中庸を選ぶこと。

思ふにヴィッサリングは就職間もなく革命の變に遭ひたるを以て、貨幣流通の實情に關し充分なる視察を遂ぐるを得ず、主として從來提唱せられたる各種の改革に基き、その共同研究者たるロエストと共に、前記幣制委員會と討議を重ねて研究した。而してその結果は同年末、支那の通貨に就て *On Chinese Currency-Preliminary Remarks about the Monetary Reform in China, Batavia, 1912* なる著書を以て發表せられた。その主張するところに依れば、支那に最も適當なる本位は金爲替本位なるも、直ちに之を實施するはその國情の許さざる所なるを以て、暫く銀本位及び金爲替本位を並用すべしと云ふにある。

一九一三年（民國二年）

一月 ロエスト博士奉天に於て歿す、中國政府再びヴィッサリングに請ひて名譽顧問とした。

二月 改めて大總統令を以て幣制委員會を特設した。詳細に討議した結果三説を生じた。即ち、一はゼンクスの金爲替本位説にして、二は、金銀兩本位暫行説（ヴィッザリングの説と大同小異）であり、而して第三説は先行銀本位説（前清の舊議）である。而して同年秋に至り委員會を廢して其の議を國務會議に移し、遂に純粹銀本位制を取ることに決定した。其の理由とするところは、金爲替本位は從來數多の殖民地に實施せられたるものなるも、母國の援助を得難き支那の如きは全く事情を異にし、外國爲替の均衡を維持せんが爲めに、巨額の爲替資金を外國市場に存置するも、諸外國の爲替市場を支配すること不可能なれば、其恩澤を蒙る以前に於て、既に取引上に障礙を惹起すべきを以て、本制度を不適當と認める。果して然らば今支那に於て考慮すべき唯一のものは銀本位あるのみと云ふのである。謂ゆる新定國幣條例理由書には、銀本位採用の理由、六錢四分八厘を用ひて價格單位となす理由、補助貨幣の量目單位を低減したる理由、本位貨幣鑄造の要求に應じ且つ鑄造費六厘を徵收する理由、從前官局所が鑄造したる一元銀貨を暫く國幣として採用したる理由、舊補助貨を暫く市價によりて流通せしむる理由、施行地域分次第の理由等を詳説してゐる。

一九一四年（民國三年）

二月 彙に幣制委員會に於て議定せられたる國幣條例（十三箇條）と同施行細則（十一箇條）とは八日の大總統令に依り公布せられた。

三月 幣制局設置せられ、梁啓超之が總裁に任ぜられた。外債を借りて幣制の整理を爲さんことを議したるも、偶々歐洲戰爭起りて借款の望みは絶えた。梁啓超の當時に於ける意見を窺ふべき資料としては其著「余之幣制金融政

策」あり、之が拔萃は金國寶の前掲書二六—八頁に掲げられてゐる。

十二月 二十七日幣制局裁撤せらる、その理由とする所は歐洲大戰のため幣制改革も望み少くなりしに依る。

一九一五年（民國四年）

一月 財政部は再び幣制委員會を設け、國幣條例修正案を議定す。その中の要點として次の二つを擧げることが出来る。一、一元銀貨の成色の改定、二、更に金貨の鑄造是であるが、固より實行の可能性なきものなることは云ふまでもない。

此の年ワーゲルの支那の通貨及銀行業 *Srinivas R. Wager, Chinese Currency and Banking, Shanghai 出づ*、この書は嚮きに發表せられたる支那の財政 *Finance in China* の續篇とも稱すべきものであつて、その中に示されたワーゲルの支那幣制改革意見並に銀行改革意見（彼は貨幣制度及び銀行制度の改革は不可分の同時に行はるべきことを強調する）は次の如く要約することを得る。

一、幣制改革 總て急激なる經濟上の變革は避くべく、寧ろ支那古來の慣習を尊重し、且其の現狀に順應すべきものである。而して、支那の幣制改革につき唯一の困難なる點は、世人の屢々唱ふるが如く、金銀比價の變動にあるのではなくして、實に內國通貨の不統一なる點に基因してゐる。故に幣制の改革は先づ內國通貨の統一より其一步を進めなければならぬ。從て其の改革の第一段として先づ銀本位を採用し、上海兩を以て支那の單位たらしむるにある。蓋し支那人の經濟力は頗る貧弱にして、補助銀貨さへも、尙ほ日常取引に對しては高價に過ぐるほどであると共に、現今商取引の三分の一は上海兩を使用してゐるからである。內國通貨の統一に就ては、現在流通してゐる貨幣の統一

に重きを置き、銀貨を實價貨幣とすると共に、銅貨は總て補助貨とするにある。

二、銀行改革 幣制改革には貨幣の媒介機關たる銀行業の改革を伴はなければならぬ。而して銀行業の改革としては、範を米國聯邦準備銀行の制度に採り、全國を多くの地區に分割し、之に各地區銀行 District Bank を設置し其の株式の三分の二は當該地區内の内地銀行 Native Bank に於て、其の殘部は政府に於て引受ける。而して之に銀行券の發行權を與へ、國庫出納事務を掌らしむると同時に、地區内の内地銀行に對し親銀行たる職分を行はしめる。而して銀行券の信用を高からしむる爲めに、銀行券の準備は最初、全額準備を以て可とする。但し此の銀行には決して外國爲替業務を行はしめてはならぬ、蓋し外國爲替業務は投機的性質を帶ぶること大なるが故である、と云ふにある。

國幣條例は容易に實施せらるゝに至らず、又國內の擾亂により計畫の進行も、著しく阻止せらるゝものがあつたが、爾來政府は漸く通貨の整理に努力するところがあつた。即ち造幣廠を整理し、或は新銀元、新補助貨を一部の地方に發行し、或は中國銀行内に貨幣交換所を設け、或は中國交通兩銀行に紙幣發行の權を附與して、發券制度の集中主義をとり、又各省官銀行號管理章程を改訂して私立銀行にも適用することゝし、以て紙幣の濫發を禁止せんと試みた。更に紙幣取締條例を發行して紙幣の整理につとめ、又一部の地方に平市、官錢局を設立して官票を發行する等、其の努力の見るべきもの決して尠くはなかつた。

斯くの如く支那政府は銳意銀本位制の下に幣制の統一整理を企畫しつゝあつたが、歐洲戰爭の酷なると共に銀價は益々奔騰するに至つた。之に加ふるに民國六年同國も歐洲戰爭に参加してよりは、團匪事件による賠償金の五ヶ年間の

償還延期、及び獨塊の債務約五〇百萬元の支拂を停止することを得たのみでなく、當時、鹽稅及び關稅の増加、對外貿易の好況等の爲め、支那は財政整理を爲すと共に、所有の銀を處分して金本位制採用の準備を爲すべき絶好の機會に際會した。

一九一七年（民國六年）

七月 梁啓超の財政總長となるや、當時の情勢に見る所ありて、幣制整理辦法を提議した。その大綱は次の如くである。一、民國三年の國幣條例を勵行して銀貨の統一を圖る、二、紙幣を整理して軟貨の完善を圖る、三、金券を發行して金本位制の豫備となす、と云ふのである。而して其の實行を期するが爲めに、日、英、佛、露の四國銀行團に幣制改革資金の供給を仰がんとし、之を提議するところがあつた。借款の總額は二〇百萬磅とし、借款による全收入は、銀貨本位制度の統一並に銀行券の市價恢復の爲めに之を使用せんとするものである。

八月 二十八日日本銀行團は四國銀行團を代表して、第一回前渡金一〇百萬元を引渡した。

十一月 二十五日梁啓超財政總長を辭す。

一九一八年（民國七年）

三月 支那政府は財政顧問として阪谷芳郎男爵を招聘せんとした、而して同男は先づ支那の實情視察を名として支那に赴き、朝野の名士と意見の交換を爲す所があつた。

八月 財政總長曹汝霖は大總統に對し、幣制整理に關して意見書を呈請した。（八月十二日政府公報所收「支那幣制整理に關し財政總長曹汝霖の呈請せる公文及節略」）それに依れば前財政總長梁啓超の計畫たる銀貨統一、紙幣整理、

金券發行の三計畫を以て時勢に適合する最善の策なりとし、之を遂行せんとするにあつた。

十日 金券條例に關する大總統令公布せらる。

三十日 北京駐在日、英、佛、露各國公使は金券條例につき質問を發した。同條例は公布の日より施行せらるゝ筈なりしも、遂に實行を見ずして終つた。蓋し當時支那政府は、金券發行の準備資金に充てんが爲め、朝鮮銀行より八〇百萬圓を借款せんとしたが、内外の反對激しかりしことはその一因であり、又四國銀行團より金券條例の發布を以て契約違反なりとする抗議が提出されたからだと稱せられてゐる。

一九一九年（民國八年）

四月 十八日幣制局は銀幣統一辦法の實行方を申請した。

十一月 上海に開催されたる英國商業會議所聯合會は、滙豐銀行上海支店支配人スティブンス Stephens の提案に基き、上海造幣廠の設立に關する支那政府への建議案を可決し、駐支英國公使ジョルダン Jordan より之を支那政府に提出し採用方を勸告した。總稅務司アグレン Aglen 及び支那政府政治顧問シンプソン Simpson 等又同様の建議をなし、上海銀行公會も亦上海造幣廠の設立を建議した。其理由とするところは、國家幣制の中心を立て、將來起るべき貨幣改革の基礎を築かんとするものに外ならぬ。而して上海に造幣廠を設立するは、同地が全國金融の中心、銀洋の集散地なるに由る、又各省の造幣廠はその機能を忘れて營利の機關と化し、目前の利を追ひ、到底金融市場の調節作用を行ふことなど思ひもよらぬ状態なりしがためである。

一九二二年（民國一〇年）

三月 二日上海造幣廠の設立を目的とする二・五百萬元の内國銀行團借款成立す。借款の用途は造幣廠の土地買收建設費及び機器購入費に充當するにある。而して借款の成立と共に銀行團は財政總長及び幣制局總裁に對し造幣制度並に造幣廠の維持に關し陳情書を呈出した。

五月 一日より四日に亘り、天津に開催せられたる第二回銀行公會聯合會に於て、天津銀行公會の提出したる陳請政府廢兩爲圓案を討議し、更に杭州銀行公會の提出したる提議改鑄舊幣案を合併して、陳請政府整理幣制案と改め、第二回全國銀行公會聯合會の名を以て、財政部及び幣制局に請願するところがあつた。即ち幣制の改革、少くとも幣制の整理は廣く一般の要望するところなることを語るものである。

一九二三年（民國一二年）

十一月 上海市場は在銀の拂底により恐慌狀態に陷る。上海銀行公會盛竹書は廢兩改元の至難なることを認め、過渡的方法として銀洋併用案を發表し、更に銀行公會の名に於て之を錢業公會に照會しその賛成を求めた。

一九二四年（民國一三年）

一月 五日、財政部は幣制統一令を發した。

八月 曩に起工せし上海造幣廠は、其後着々その工事を進めたのであるが、その間幾度か主腦者の更迭を見、爲めに事業の進行を阻害さるゝこと甚だしく、又爲替の不利及び物價騰貴の爲めに、意外に費用嵩み、準備半ばにして經費に不足を來し、事業の開始には今後尙ほ二・五百萬元を要すべしとせられた。茲に於て、再次銀行團に對し追加借款を申込みしも不成功に終り、遂に十八日中止命令を發するの餘儀なきに至つた。

五 後 期 一九二八年（民國一七年）以降

一九二八年、國民政府の北伐運動一段落を告げ、國民政府は孫文の樹てたる建國大綱に基いて、軍政期より訓政期に入り、破壊より建設への第一歩を踏み入れた。其の新建設の第一歩として、六月には上海に於て全國經濟會議が開かれ、續いて七月には南京に於て全國財政會議が催された。即ち一九二八年は政治的意味に於いても、又經濟的意味に於ても、同國にとりては誠に劃時代的であつたと云はねばならぬ。

世界の情勢を顧みるに、歐洲戰後諸國は相次で金本位の基礎の上に復歸するに至り、世界貨幣制度の大勢は再び金本位の確立を見るに至つた。他方銀價の趨勢は、歐洲大戰に會して急激なる騰貴を見たが、平和克復後再び落潮を示した。殊に一九二八年に入るや、印度の銀需要の減退、歐洲各國に於ける補助貨の熔解による供給の増加、並びに銀生産の増加等相重なる原因によつて、銀價の低落は漸く激甚の度を加ふるに至つた。かくして銀貨國たる支那は、再び銀價暴落の影響を蒙ること甚だしく、さらでだに困難なる政府の財政は、一層の困難に遭遇するに至つた。此等の事實は相率ゐて、中華民國幣制の轉向を要求するに至るべきは明かである。

一九二八年（民國一七年）

四月 二十七日國民政府委員會は廢兩用元、國幣統一辦法を議決した。

六月 十四日付を以て上海に全國經濟會議が召集せられた。その召集宣言書によれば、七月一日より開催せらるべき全國財政會議の前提とも見るべきものである。

二十日開會、二十一日より二十六日までを各分科會に充て、二十七日より本會議に入つた。而して本會議に提出されたる幣制關係諸案は左の如くである。

一、國幣條例及び施行細則草案

一、紙幣取締條例草案

一、造幣廠條例草案

一、廢兩用元案

一、硬貨整理案

の五項にして、造幣廠條例を除き（修正案可決）何れも原案の通過を見た。本會議に於ける幣制改革案の要旨は、之を要約して言へば、金本位制に至る暫行辦法として、現行銀弗に基く銀本位制によるものであり、その本位貨幣の單位は圓と名づけ、純銀庫平兩六錢四分〇八毫（品位八九〇、量目七錢二分）を含有する。補助貨は五角、二角、一角の銀貨、一分、二分の一分の銅貨よりなる。銀兩は之が廢止を決議され、政府及び國民ともに銀兩にて表示されたる總ての種類の契約、租税その他一切の支拂は〇・六五六九三庫平兩を圓とする割合を以て換算せんとするにある。而して舊貨幣の處分に關しては、指定期間内に一定の比率を以て新鑄貨と交換回收するものとしてゐる。

七月 一日、財政部召集の全國財政會議南京に於て開催せらる。政府より提案せられたる議案にして幣制關係のもは左の如くである。

一、國幣條例及び施行細則草案

一、造幣廠條例草案

一、紙幣取締條例草案

一、廢兩用元案

而して國幣條例施行細則草案は將來實施の時充分の計畫、討議による條件を以て通過したる外、他は異議なく可決された。

一九二九年（民國一八年）

一月 國民政府の招聘に應じて、財政部設計委員 *Commission of Financial Experts* 上海に着す。該委員會は米國プリンストン大學教授ケンムラア E. W. Kemmerer を首班とし、總勢十三名の財政經濟専門家を以て組織せられ、その目的とする所、民國に於ける幣制及び財政狀態を研究し、以て之が有效なる改善案を供せんとするにある。

十一月 十一日付を以て委員會は國民政府に對し中國逐漸採行金本位制法案 *The Gradual Introduction of a Gold = Standard Currency System in China* を提出した。是れ所謂ケンムラア案と稱せらるゝものにして、金核本位若くは金爲替本位を漸進的に採用すること、並に現在使用する各種の貨幣の流通を停止することにつき規定し、漸を逐ふて全國的に統一せる金本位制度を樹立せんとするものである。而してこの案に於て建議せられたる單位は、之を孫と名づけ、純金六〇・一八六センチグラムを含有すべきものとした。然しながらこの金單位に基く金貨幣は全然鑄造流通せしめずして、之と常に平價を維持する十進制の名目貨幣を流通せしむるものである。その種類左の如くである。

銀貨 一孫（純銀一六瓦を含有し、無制限法貨として一金孫に該當す）、五角、二角

白銅貨 一角、五分

銅貨 一分、五厘、二厘（最小銅貨は必要と認めざる限り鑄造しない）

而して此等の名目貨幣の價值をして、金單位と平價を維持せしむる爲めに、無制限且自由に金兌換を行ふ。兌換は金塊・金本位國宛の電信爲替、參着爲替手形、六〇日拂の爲替手形の四種中その何れかを以て爲し、その選擇權は全然政府に屬するものとする。而してこの兌換に備ふるが爲め、政府は金本位制の實施と同時に金本位基金を設くること、その基金の主要財源としては補助貨の鑄造利益を金に換價したる、賣却手取金に求めんとするものである。その目標とするところは要するに、金本位制度の實施と鑄造貨幣の統一とにあり、紙幣の制度については別に之を中央準備銀行計畫書なるものに譲つてをる。委員の一行はこの案を遺して十二月歸國の途に就いた。

中華民國に於ける幣制改革問題は、實に斯くの如き經過を辿りて今日に迫んだ。各提案の内容について紹介批判することは、固より本稿の志すところにあらず、斯の事實の觀察より進んで一個の私案を抜き出すことも、之を他日の機會に譲らんとするところであるが、主張提案の流れには、凡そ思考し得べきあらゆる構圖あり、少くともその示唆がある。民國の情勢に鑑みて最も實現可能なる方策は、斯かる先人苦心の跡を省察することなくしては求められない。この意味に於て、幣制改革問題の經過に對する回顧は、即ち問題の實現に對する指標を與ふるものと言はねばならぬ。